

大規模広域災害時における
バスによる緊急輸送に関する協定

平成27年12月2日

大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、福井県バス協会、三重県バス協会、滋賀県バス協会、京都府バス協会、大阪バス協会、兵庫県バス協会、奈良県バス協会、和歌山県バス協会、鳥取県バス協会及び徳島県バス協会（以下「府県バス協会」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合におけるバスによる緊急輸送に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県が府県バス協会の協力を得て、その会員のバスを使用して緊急輸送を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 府県は、大規模広域災害時において、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、府県バス協会又はその会員に対し協力を要請するものとし、府県バス協会の会員は、可能な限りこの要請に応じる。

- 2 前項の規定による要請は、文書により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、その暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付する。
- 3 府県は、第1項の規定により、府県バス協会の会員に直接要請したときは、府県バス協会に対しその旨を報告する。
- 4 府県は、大規模広域災害時において、府県バス協会に対し協力を要請したときは、本協定に基づくものか否かに関わらず、広域連合に対しその旨を報告する。
- 5 府県は、他の府県のバス協会又はその会員に対し協力を要請する必要があるときは、広域連合に対し他の府県との調整を要請することができる。
- 6 広域連合は、前項の要請を受けたときは、各府県の避難計画等を踏まえ、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に通知する。なお、広域連合が行う他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。
- 7 応援府県は、前項の通知を受けたときは、当該府県のバス協会又はその会員に対し協力を要請する。
- 8 第1項後段、第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（業務内容）

第3条 本協定により府県が府県バス協会又はその会員に対し協力を要請する業務は、次

のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (3) ボランティアの輸送業務
- (4) その他バスによる支援業務

（業務報告）

第4条 府県バス協会の会員は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、文書によりその業務内容を、要請を行った府県（以下「要請府県」という。）に報告する。

- 2 要請府県は、前項の規定により業務報告を受けたときは、府県バス協会に対しその旨を報告する。

（費用負担）

第5条 第2条の規定により、府県バス協会の会員が実施した業務に要した費用は、要請府県が負担する。

- 2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、要請府県と府県バス協会が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第6条 府県バス協会の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について要請府県に請求する。

- 2 要請府県は、前項の請求があったときは、内容を確認し、当該府県の規定により、その費用を府県バス協会の会員に支払う。

（事故等）

第7条 府県バス協会の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、府県バス協会は速やかに当該バスを交換してその供給を継続しなければならない。

- 2 府県バス協会は、バスの運行に際し事故が発生したときは、要請府県に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第8条 府県バス協会又はその会員は、バスの運行に際し、府県バス協会の責に帰する理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負う。

(従事者の災害補償)

第9条 この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した府県バス協会の会員の従業員が、負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、府県は、次に掲げる場合を除き、当該府県の規定に準じて、その損害を補償する。

- (1) 当該損害が業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、府県バス協会及びその会員又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(支援体制の整備)

第10条 府県バス協会は、大規模広域災害時における広域的な連携を確保するため、広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努める。

(協力会員名簿の提出)

第11条 府県バス協会は、その会員の連絡先を記載した名簿と各会員が所有するバス車両台数の一覧を毎年度1回、府県及び広域連合に提出する。

(個別協定との関係)

第12条 この協定は、府県がバスによる緊急輸送に関して、府県バス協会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、府県、広域連合、府県バス協会のいずれからも改廃の申し出がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、府県、広域連合、府県バス協会が協議して定める。

(雑則)

第15条 第12条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第4項から同条第8項の規定を除く。）。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月 2日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁坂吉伸

鳥取県

鳥取県知事 平井伸治

徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

関西広域連合

広域連合長 井戸敏三

公益社団法人福井県バス協会

会長 天谷幸弘

公益社団法人三重県バス協会

会長 雲井敬

一般社団法人滋賀県バス協会

会長 喜多村 樹美男

一般社団法人京都府バス協会
会長 脇 博 一

一般社団法人大阪バス協会
会長 塩 川 耕 士

公益社団法人兵庫県バス協会
会長 長 尾 真

公益社団法人奈良県バス協会
会長 中 村 憲 兒

公益社団法人和歌山県バス協会
会長 井 上 慎 治

一般社団法人鳥取県バス協会
会長 澤 志 郎

一般社団法人徳島県バス協会
会長 沼 守 則 幸